

(決定要旨)

【事案の概要】

本件は、債権者が、原子力発電所である大飯発電所3号機及び4号機(本件原発)を設置する債務者(関西電力株式会社)に対し、本件原発は原子炉等規制法の求める安全性を欠いているとして、人格権に基づいて、本件原発の運転を仮に差し止めることを命じる仮処分命令を求める事案である。

原子炉等規制法は、原子炉設置(変更)許可の基準として原子炉施設の構造等が原子力規制委員会で定める基準に適合することを求めるところ、原子力規制委員会が定めた設置許可基準規則は、耐震重要施設は地震による加速度によって作用する地震力(基準地震動による地震力)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならないと定め、原子力規制委員会が定めた設置許可基準規則解釈は、基準地震動について、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」を策定し、そのうち前者については、「応答スペクトルに基づく地震動評価」及び「断層モデルを用いた手法による地震動評価」を策定することとしている。そして、原子力規制委員会が定めた審査ガイドによれば、「断層モデルを用いた手法による地震動評価」に当たっては、震源断層のパラメータが、活断層調査結果等に基づき、文部科学省の地震調査研究推進本部による「震源断層を特定した地震の強振動予測手法」(レシピ)等の最新の研究成果を考慮し設定されていることを確認することとされている。レシピは、活断層で発生する地震の震源特性パラメータを設定する手法として、「(ア)過去の地震記録や調査結果などの諸知見を吟味・判断して震源断層モデルを設定する場合」の方法(レシピ(ア)の方法)と、「(イ)長期評価された地表の活断層長さ等から地震規模を設定し震源断層モデルを設定する場合」の方法(レシピ(イ)の方法)の二つを示している。

平成25年7月に発電用原子炉等に関する新たな規制基準（新規制基準）が施行され、債務者は、同月、本件原発について、設置変更許可申請をし、原子力規制委員会は、平成29年5月24日、上記申請が新規制基準に適合するとして設置変更を許可した。債務者は、上記申請に当たり、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」の評価結果を総合し、それぞれ最も厳しい評価結果となったものを採用して、本件原発の基準地震動（本件基準地震動）を策定したが、「断層モデルを用いた手法による地震動評価」の震源断層のパラメータの設定に当たっては、レシピ（ア）の方法の手順に従い、まず、震源となる断層の長さ（L）及び断層の幅（W）から震源断層面積（S）を求め、次に、入倉孝次郎、三宅弘恵『シナリオ地震の強震動予測』掲載の関係式（入倉・三宅式。 $S = 4.24 \times 10^{11} \times M_0^{1/2}$ ）を用いて、震源断層面積（S）から地震モーメント（ M_0 ）を求めた。

債権者は、①垂直又は垂直に近い断層の場合、地震前に得られる断層の情報を基に計算した震源断層面積（S）を入倉・三宅式に当てはめると、地震モーメント（ M_0 ）を過小評価することになる、②債務者が行ったレシピ（ア）の方法の適用過程における各種パラメータ設定の保守性では過小評価のおそれに対して十分でない、③レシピ（イ）の方法を併用する必要があったとして、原子力規制委員会の行った適合性審査は不合理であると主張し、これに対し、債務者は、①入倉・三宅式が地震モーメントの過小評価をもたらすとの指摘は誤りである、②本件基準地震動の策定に当たっては自然現象のばらつきによる不確かさを考慮して十分に保守的な条件設定をしているから、地震モーメントの過小評価のおそれはない、③レシピ（イ）の方法を併用する必要もないと主張して争っている（なお、債権者は、上記の本件基準地震動の策定の点以外については、本件仮処分の申立てにおいて問題としていない。）。

【主文】

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は債権者の負担とする。

【決定理由要旨】

- 1 人格権に基づく妨害予防請求としての発電用原子炉施設の運転の差止請求が認められるためには、当該発電用原子炉施設が安全性に欠けるところがあり、その運転に起因する放射線被曝により、周辺住民の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在することをもって足りると解すべきである。そして、原子力規制委員会が付与された権限に基づいて策定した安全性の基準は、社会通念上求められる程度の安全性を具現化したものであるといえ、原子力規制委員会が同基準に適合するものとして安全性を認めた発電用原子炉施設は、当該審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該発電用原子炉施設が当該具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点が認められない限り、前記の安全性を具備するものと考えられる。
- 2 本件原発の発電用原子炉施設の耐震性評価の前提となったレシピ(ア)の方法を使用して策定した本件基準地震動についての適合性審査において、原子力規制委員会の判断に不合理な点がないか、又はその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤や、欠落がないかが問題となる。
- 3 本件基準地震動の策定に当たり、断層長さ及び断層幅について各種調査に基づいて保守的な評価をしたことや、断層傾斜角につき断層面積を大きくする方向に評価したケースを設定したことなどに照らし、震源断層面積の値については過小性を回避するための方策が重疊的にとられており、入倉・三宅式に代入する値として合理性がないとはいえないこと、

他の震源断層のパラメータについても、保守的に評価し、かつ複数のケースを想定していること、年超過確率の観点からも不確かさの考慮が適切であったか検討されていることなども併せて考慮すると、本件基準地震動の策定方法が適切でなかったとまではいえない。

なお、本件基準地震動の策定に用いられたレシピ（ア）の方法については、適切な震源断層面積の値を代入しなかった場合には地震モーメントを小さく評価するおそれがあるが、入倉・三宅式を使って地震モーメントを求めるレシピ（ア）の方法の合理性自体は平成28年12月9日付けで修正されたレシピによっても否定されていない。そして、本件基準地震動の策定過程において地震モーメントの過小評価のおそれが適切に考慮されかつ対処されているかについては、上記のとおり、震源断層面積の保守的な設定に加えて、その他の震源断層のパラメータについても複数のケースを設定するなどして不確かさを考慮していることから、過小評価のおそれが一定程度考慮されているといえる。

また、原子力規制委員会の審査においては、レシピ（イ）の方法の計算手法と計算結果の吟味・判断は行われていないが、レシピの修正経緯に照らすと、上記の修正レシピをもって、レシピ（ア）の方法とレシピ（イ）の方法との併用を要求する趣旨であると読むことは困難である。

- 4 以上によれば、レシピ（ア）の方法を使用して策定した本件基準地震動についての適合性審査において、原子力規制委員会の判断に不合理な点があった、又はその調査審議ないし判断の過程に看過し難い過誤、欠落があったとの認定をすることはできず、本件原発が安全性を欠き、債権者の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生じる具体的な危険が存在することについて、疎明されたとはいえないから、本件申立ては理由がない。

以 上